

「家具転倒防止対策事業」を実施します!

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたことにもない、地震による家具の転倒防止に対する支援として、市内に居住する世帯に対し、家具の固定を実施します。

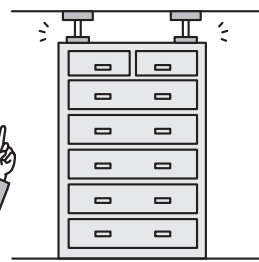
『5,000円』の自己負担額で家具を5箇所まで固定できます。ぜひこの機会にご活用ください。

申込方法、添付書類など詳しくは、住宅課にお問い合わせください。

申込期限 9月30日(月) (消印有効) 先着50件

申込・問 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120 / FAX32・7800

✉ juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp



国民健康保険被保険者証の新規発行の終了について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化にともない、これまでの被保険者証は本年12月2日から新規発行および再交付はできなくなります。



現在お持ちの紙の被保険者証について

12月2日の健康保険証廃止以降も、現在お持ちの被保険者証は記載の有効期限(令和7年7月31日)まで引き続き使用できます。ただし、被保険者証を紛失・廃棄された場合、12月2日以降は再交付することができなくなりますので、大切に保管してください。

※12月2日以降、令和7年7月31日までに75歳になる方は、75歳のお誕生日の前日までが有効期限となります。

マイナ保険証の利用について

被保険者証の有効期限内であっても、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、マイナ保険証を利用することができます。

マイナ保険証のメリット

- 初めての医療機関等でも、本人の同意があれば過去のお薬情報や特定健診情報が医師等と共有でき、より良い医療を受けることができます。
- 限度額適用認定証等がなくても、本人の同意があれば高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

被保険者証の有効期限が切れた後は…

●マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用いただけます。

なお、お手元の被保険者証の有効期限を迎える前に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です(申請不要)。

●マイナ保険証をお持ちでない方

お手元の被保険者証の有効期限を迎える前に、現行の被保険者証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です(申請不要)。

資格確認書…現行の被保険者証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

マイナ保険証の利用登録を希望される場合

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにアクセスし、ご自身で登録することができます。

セブン銀行のATM、医療機関・薬局のカードリーダーからでも登録できます。

また、スマートフォン等をお持ちでない方や、利用登録に係る操作が不安な方は、ご本人の登録に限り保険年金課窓口でも利用登録のサポートをしていますのでご利用ください。

※利用登録には数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)が必要です。

マイナ保険証利用登録についてはこちら
(厚労省ホームページ)



問 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口) ☎32・2113 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp